

平成 29 年度 外部評価（行政評価委員会・市民参加の取組）実施案

1 平成 29 年度外部評価の概要

(1) 評価の位置づけと目的

札幌市自治基本条例、札幌市行政評価実施要綱に基づく外部評価として、行政評価の客観性及び信頼性を確保するため、札幌市行政評価委員会による評価を実施する。

＜（抜粋）札幌市自治基本条例 第 19 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。＞

(2) 評価対象事項

- ・平成 28 年度に実施した予算小事業とその上位目的である施策を対象とする（札幌市行政評価実施要綱 第 2 条第 4 号）。

(3) 評価の視点

- ア 必要性：施策目的や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な事業等か、また、必要性は薄れていないか。
- イ 有効性：事業等の効果は十分に発揮されているか。また、事業の成果は、施策目的の達成に貢献し、市民生活へ寄与しているか。
- ウ 効率性：施策目的を達成するために効率的な手法により事業等が実施され、必要な場合には市内部の連携は十分に図られているか。
- エ 担い手：事業等の担い手について、事業等の効果の発揮の観点から客観的に妥当なものか。
- オ 事業水準：施策目的や社会経済情勢の変化等を踏まえ、事業の水準は妥当なものとなっているか。
- カ その他：その他委員が必要と判断した視点。

(4) 評価の方法

施策や事業に関する資料を用いながら、勉強会や所管部局へのヒアリングを行い、上記評価の視点に基づき、評価を行う。さらに、市民生活との密着性から、行政評価委員会として特に市民意見を聴く必要性が高いと判断した事業については、行政評価委員会と連携した形で市民参加の取組（ワークショップ）を行う。

これらの議論を踏まえた上で、委員会としての最終報告書をまとめ、市長に手交する。

(5) 指摘事項のフォローアップ

過年度の行政評価委員会における指摘事項への対応状況等について、委員会によるフォローアップを実施し、所管部局の検討状況を直接確認する。

2 ワークショップ手法を用いた市民参加の取組

行政評価委員会において、市民に議論を求めるテーマを設定したうえで、無作為抽出の市民（3,000 名を想定）の中から、参加希望のあった市民を対象に市民参加の取組を実施する。

実施方式は、公開の場で直接市民同士が議論を行うワークショップ形式とする。

3 実施スケジュール（案）

時期	28 年度実績	29 年度実施予定
4 月		
5 月		
6 月	○第 1 回委員会：5 月 24 日 施策 外部評価の対象候補施策の選定 施策 27 年度指摘事項に対する検討状況の中間報告 出資 出資団体に関する取組を対象とする目的	○第 1 回委員会：6 月 13 日 ・外部評価の対象候補施策の選定 ・28 年度指摘事項に対する検討状況の中間報告 ○事前説明会：6 月中旬（必要に応じて実施） ・事業所管部局による事業概要の説明・質疑応答
7 月	○第 2 回委員会：6 月 29 日 施策 評価対象事業の選定 施策 25、26 年度指摘事項のフォローアップ	○第 2 回委員会：6 月 30 日 ・評価対象事業の選定 ・25、26、27 年度指摘事項のフォローアップ
8 月	○ヒアリング： 施策 8 月 4 日、8 月 8 日	○ヒアリング： 7 月下旬、8 月上旬
	○市民参加ワークショップ ・1 回目：8 月 27 日（課題の抽出） ・2 回目：9 月 10 日（課題解決アイデアの抽出）	○市民参加ワークショップ ・1 回目：8 月 26 日（課題の抽出） ・2 回目：9 月 9 日（課題解決アイデアの抽出）
9 月	○第 3 回委員会：9 月 29 日 施策 仮指摘事項の協議	○第 3 回委員会：9 月下旬 ・仮指摘事項の協議
10 月	○第 4 回委員会：10 月 28 日 出資 出資団体取組内容素案の審議 施策 仮指摘事項の確認 施策 出資 報告書の構成の検討	○再ヒアリング：10 月中旬 （必要に応じて実施）
11 月	○第 5 回委員会：11 月 22 日 施策 指摘事項の検討 出資 出資団体取組内容素案のヒアリング 施策 出資 報告書の内容の検討	○第 4 回委員会：11 月中旬 ・指摘事項の検討 ・報告書の構成の検討
12 月	○第 6 回委員会：12 月 施策 出資 報告書のとりまとめ	○第 5 回委員会：12 月中旬 ・報告書のとりまとめ
1 月	○報告書手交式：1 月 26 日	○報告書手交式：1 月下旬
	評価結果の公表：2 月	評価結果の公表：2 月